

役員候補者の募集について

一般社団法人全国林業改良普及協会（以下、「本協会」という。）は、次により役員候補者を募集いたします。

1. 本会の概要

(1) 目的及び事業

本会は、森林・林業の改良に関する知識及び技術の普及並びに森林・林業の改良又は普及に関する活動（以下、「林業改良普及活動」という。）を行う者への支援・協力を行うことにより、林業の振興による豊かな農山村づくり、健全な森林の育成を通じた森林の多面的な機能の發揮及び持続可能な森林経営の推進を通じた安定した社会基盤の形成に寄与すること目的としており、次の事業を実施しています。

- ア 機関誌、月刊誌の発行及び図書、印刷物等の出版
- イ 展示物、ビデオ、ウェブサイト等の企画及び制作
- ウ 研修、表彰行事等の実施
- エ 森林・林業に関する指導及び審査
- オ 森林所有者、林業従事者、民間団体等が行う改良普及活動の支援助長
- カ 国及び都道府県が行う改良普及活動への協力
- キ 森林・林業の改良普及並びに林産物の利用開発及び流通に関する調査、研究
- ク 森林・林業の普及啓もう等のための研修、野外活動等に使用する森林及び施設の管理・運営
- ケ 森林・林業に関する普及宣伝用品等の販売及び普及宣伝業務等の受託（上記各号に関するものを除く）
- コ その他本会の目的を達成するために必要な事業

(2) 沿革

昭和28年、都道府県の林業改良普及関係団体を会員として、農林大臣の認可を受けて公益法人（社団法人）として設立。

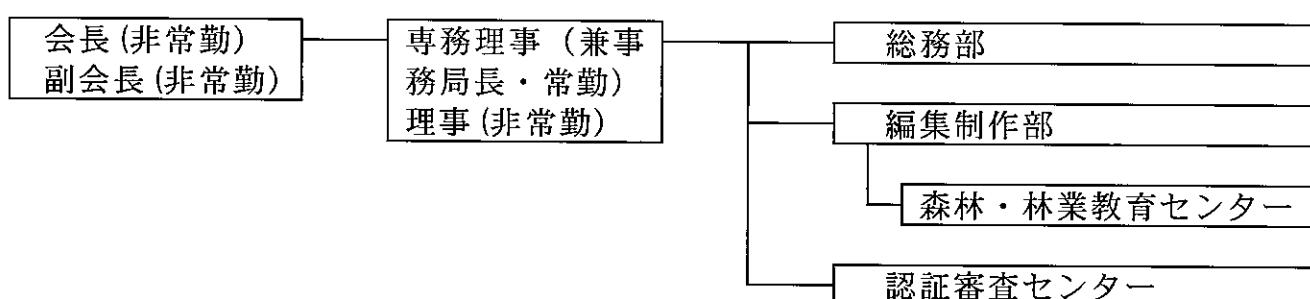
以後、現所在地に事務所を置き、会員と連携し、国、都道府県等と協力して林業改良普及関係の各種事業（以下「林業改良普及事業」という。）に取組む。

平成23年4月には、公益法人改革のための「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の関係法令に基づき、一般社団法人（非営利型）に移行。

(3) 事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目9番13号 三会堂ビル2階

(4) 組織(平成25年4月1日現在)



2. 募集内容

(1) 募集する役員候補者

理事候補者(専務理事候補者) 若干名

理事候補者(専務理事候補者)の選考は、理事会において行います。

その後、選考された理事候補者(専務理事候補者)の中から、25年5月29日開催予定の本会通常総会の決議により1名が理事(専務理事候補者)に選任されます。さらに、当該理事(専務理事候補者)が、引き続き行われる理事会において専務理事の選定の決議を得て、専務理事に就任することになります。

従って、理事候補者(専務理事候補者)に選考されても、総会、理事会において理事や専務理事に選ばれない場合があります。

(2) 専務理事に就任した場合の職務

会長を補佐し、本会の業務を執行します。具体的には次のとおりです。また、専務理事は、事務局長を兼務します。

ア 総会、理事会での審議事項の企画・取りまとめ統括。主なものは次のとおり。

- ① 事業計画・予算、事業実行結果・決算
- ② 規則、規程等の制定・改正
- ③ 業務実施状況等の報告事項

イ 事務局の管理業務等の統括。主なものは次のとおり。

- ① 人事配置、組織体制等の見直し
- ② 会計責任者としての業務

ウ 事業実行の統括。主なものは次のとおり。

- ① 機関誌(「林業新知識」)、月刊誌(「現代林業」)、単行本等の図書の編集発行人
- ② 表彰行事等に係わる審査会運営
- ③ SGEC森林認証の審査、調査研究の実行管理
- ④ 関係団体等が行う普及改良活動への支援・協力(委員会や表彰行事の委員、審査員等)

エ 関係省庁、都道府県、関係団体等との連絡調整の統括

オ 関係法令等に基づく届出、許認可等の申請業務の統括

(3) 勤務条件等

ア 勤務形態 常勤

イ 勤務場所 本会の事務所

ウ 勤務時間 役員であることから、勤務時間、休暇の規定はありませんが、月曜日から金曜日までの9時15分から18時までの勤務を原則とします。

エ 報酬 常勤役員報酬規程による(1,100万円以下で会長が理事会の承認を得て定める)

オ 任期 平成25年度の通常総会の日(5月29日予定)から平成27年度の通常総会の日まで

3. 応募者の資格

(1) 本会の会員である団体の代表者又は構成員であること(本会定款において理事の要件とされています)。

(2) 林業改良普及事業を含む森林・林業に関する十分な理解を有し、上記の専務理事の職務を誠実かつ適確に遂行できる経験、能力を有すること。また、事務局の諸課題に対し職員を指揮監督し適確に対処できる経験と実績を備えていること。(具体的には、森林造成・林業経営等に関する会社、団体、官公庁等に20年以上在籍し、技術部門の管理職の経験を有することなど)

- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。
- (4) 常勤であることから、勤務場所に通常の交通手段により通勤可能なところに居住することができるここと。

4. 応募方法

(1) 応募書類

ア 履歴書 (JIS規格の用紙)

写真を貼付のうえ、学歴、職歴、資格等の事項を詳細に記載してください(自筆、ワープロいずれでも可)。記載方法は次のとおりです。

- ① 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入
- ② 職歴は、会社(又は組織)名、所属部課名、役職等を記入
- ③ 連絡用の携帯電話及びEメールアドレスを記入
- ④ 所属する本会の会員である団体の名称、代表者又は構成員の別を記入。

イ 応募動機、自分が適任であることの理由、就任した場合の抱負等を記載した書面(A4版、1600字以内「横書き」)

(2) 提出方法

応募書類を簡易書留により、下記あて郵送して下さい。なお、封筒の表に「役員候補者応募」と朱書きして下さい。

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目9番13号 三会堂ビル2階
一般社団法人全国林業改良普及協会 総務部 あて

(3) 応募期限

平成25年5月10日(金)必着

5. 選考方法等

- (1) 上記の通り、本会の理事会において要件を満たす者を理事候補者として若干名選考します。
- (2) その後、総会において、選考された理事候補者の中から1名を理事として選任します。選任された者は、理事会での役員(会長、副会長、専務理事等)の選定に際し、専務理事候補者となります。

6. その他

- (1) 応募者には、総会後の理事会での専務理事の選定終了後、結果を報告します。
- (2) 応募書類につきましては、一切返却いたしません。
- (3) 応募に係わる費用については、全額応募者負担とします。
- (4) 応募書類に記載された個人情報は、選考及び連絡の目的のみに使用します。
- (5) 審査の過程に関するご質問には、一切お答えできません。

(参考)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(役員の資格等)

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法第266条、第267条、第269条から第271まで若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年以上経過しない者

四 前項に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中のものを除く）